

「介護職員等特定処遇改善加算」の「見える化」要件について

介護職員の処遇改善については、平成29年12月28日閣議決定された新しい経済政策パッケージにおいて、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され令和3年度に本格実施となりました。当該加算算定の要件として下記を満たす必要があります。

- ①現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を取得していること。
- ②介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ③介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

「見える化」要件に基づき、特定加算の取得状況及び賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は次の通りです。

事業所名	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
ハートケア 磯子 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	I	I
ハートケア 磯子 夜間対応型訪問介護	I	I
ハートケア つくし 訪問入浴介護	I	I
ハートケア つくし 訪問介護	I	I
ハートケア つくし 障害福祉サービス 居宅介護／重度訪問介護	I	I

区分	内容
入職促進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ◆事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ◆他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・優資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実 ◆職員の事情等の状況に応じた勤務シフト、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ◆有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む身心の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ◆短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ◆事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ◆業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ◆利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ◆ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供